

東部エリア賑わい創出及び体験型観光ツアー等造成支援補助金交付要綱

令和5年6月14日
告示第207号

(趣旨)

第1条 市の交付する東部エリア賑わい創出及び体験型観光ツアー等造成支援補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、LRT開業を契機とした市内LRT沿線の賑わい創出や東部エリアにおける地域資源の掘り起こし・磨き上げを支援することで、本市の観光振興や観光誘客を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賑わい創出 LRT開業を契機とした賑わいや新たな魅力創出に資する取組をいう。
- (2) 体験型観光ツアー等 LRT停留場を発着点とした、東部エリアの魅力ある地域資源を活用し、市内外からの観光客を含む来訪者を対象とする体験プログラムやツアーなどで、本事業終了後も継続的な実施が見込まれるものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、新たに東部エリアにおける賑わい創出や体験型観光ツアー等を造成しようとする企業、地域団体、個人事業主等であって、組織の運営に関する規約、会則、定款その他これらに準ずる書類を有し、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 市内に事務所又は活動の拠点を持つこと。
- (2) 規約等を有し、代表者が明らかであること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体または事業者等でないこと。
- (5) 当該者が暴力団（宇都宮市暴力団排除条例第2条第1号に規程する暴力団をいう。）または暴力団員（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団員等

(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)ではなく、暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者に該当しないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、LRT開業を契機とした賑わいや新たな魅力創出に資する事業又は、LRT停留場を発着点とした、東部エリアの魅力ある地域資源を活用し、市内外からの観光客を含む来訪者を対象とする体験プログラムやツアーなどを創出する事業で、本事業終了後も継続的な実施が見込まれる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、その事業が、次のいずれかに該当するときは補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業の主たる目的が観光誘客ではないと認められるもの
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (3) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

ただし、補助対象事業の用に使用したことが明確でない経費や、領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費は除くものとする。

補助対象経費	内訳
報償費	事業を行うために必要な専門家等(専門家や講師)に対する謝金
需用費	消耗品費, 印刷製本費
役務費	通信運搬費, 広告料, 手数料
委託料	事務, 事業等に直接実施するよりは, 他者に委託して実施する方が効率的なものについて, 委託するための必要な経費
使用料及び賃借料	自動車借上料, 会場借上料, OA機器借上料, その他の機材等の借上料
備品購入費	主として事業の執行に要する備品の購入に要する経費, 衛生用備品の購入に要する経費
その他	その他市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、次の表に掲げる額を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、当該補助金の交付については、一つの補助事業者に対して当該年度につき1回を限

度とする。

- 2 前項の規定に基づき算出した額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

対象事業	補助率	限度額
賑わい創出	1 / 2	1 5 万円
体験型観光ツアー等	1 / 2	1 0 0 万円

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付を受けようとする事業の事業計画書
- (2) 交付を受けようとする事業の収支予算書
- (3) 交付を受けようとする事業に係る経費の見積書
- (4) 賃借物件の場合は賃貸契約書の写し
- (5) 法人の場合はその法人の登記事項証明書
- (6) 申請者の市税完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、補助金を交付するものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金等交付通知書により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第10条 申請者は、第8条の申請書の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、補助金等変更等申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出があった場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに補助金等交付請求書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後30日以内に、実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、規則で定める実績報告書等の提出を受け、その内容が交付決定の内容及び条件に適合するものと認めるときは、遅滞なく交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金交付の条件に違反したとき

(観光振興への協力)

第15条 補助金の交付を受けた者は、市からの要請を受けたときは、宇都宮の観光振興に協力するものとする。

(審査委員会)

第16条 市長は、この要綱の目的達成に必要な意見を聴くとともに、公平・公正に補助事業者を選定するため、宇都宮市東部エリア賑わい創出及び体験型観光ツアー等造成支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」）を置く。

2 審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文（令和5年6月14日告示第207号）

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。